

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成18年7月19日

**【会社名】** 株式会社エムティーアイ

**【英訳名】** MTI Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 前多 俊宏

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

**【電話番号】** 03 ( 5333 ) 6323

**【事務連絡者氏名】** 経営企画室 次長 松本 博

**【最寄りの連絡場所】** 同 上

**【電話番号】** 同 上

**【事務連絡者氏名】** 同 上

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
( 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 )

## 1 【提出理由】

当社は、平成18年1月4日付で、当社100%子会社である株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーを吸収合併しました。

本件は、当社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併に該当しますので、証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

## 2 【報告内容】

### 1. 当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金および事業の内容

名称	株式会社ミュージック・ドット・ジェイピー
住所	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 高橋 次男
資本金	650,000,000円
事業の内容	携帯電話・インターネット向け音楽配信等

### 2. 当該合併の目的

当社グループは、コンテンツ配信事業の中でも最大規模の市場を有する着メロ、そして市場が急拡大している着うた®に最注力しています。平成17年4月には、当社で運営する着メロサイトと株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーで運営する着うた®サイトの名称を「music.jp」というブランド名で統一し、認知度を高めるべく積極的なプロモーションを展開しています。このような中で、両コンテンツにおける相乗効果をさらに引き出し、有料会員数を獲得していくためには、両社の経営資源を融合し、事業の付加価値向上および効率化を図ることが重要と判断し、当社と株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーが合併することを決定しました。

### 3. 当該合併の方法および合併契約の内容

#### (1) 合併の方法

株式会社エムティーアイを存続会社とする簡易合併の手続きによる吸収合併方式で、株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーは解散します。

#### (2) 合併契約の内容

平成17年11月10日付で締結しました合併契約書は、次のとおりです。

# 合併契約書

株式会社エムティーアイ（以下「甲」という）と株式会社ミュージック・ドット・ジェイピー（以下「乙」という）は、次のとおり合併契約を締結する。

## 第1条（合併の方法）

甲および乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

## 第2条（合併期日）

合併期日は、平成18年1月4日とする。ただし、手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

## 第3条（株式および資本金）

甲は、乙の発行済株式の全部を有するため、合併に際して新株式を発行せず、資本の額を増額しない。

## 第4条（増加する準備金等）

甲が合併により増加すべき資本準備金、利益準備金および任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりとする。ただし、合併期日における乙の資産および負債の状態により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

### （1）資本準備金

合併差益の額から第2号および第3号の額を控除した額

### （2）利益準備金

合併期日における乙の利益準備金の額

### （3）任意積立金その他の留保利益

合併期日における乙の任意積立金その他の留保利益の額

## 第5条（業務の運営）

乙は、合併契約締結の日から合併期日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって、その業務の運営および資産負債の管理に当たるものとし、その財産または債務に重大な影響がある行為をするに当たっては、事前に甲の承諾を得る。

## 第6条（簡易合併）

1. 乙は、平成17年11月25日に株主総会を開催し、本契約の承認および合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議してこれを変更することができる。
2. 甲は、商法第413条ノ3第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

## 第7条（従業員の取り扱い）

甲は、乙の従業員全員を合併期日において、甲の従業員として引き継ぐものとする。取り扱いの詳細については、甲乙協議のうえ決定する。

## 第8条（甲の役員任期）

合併前に就任した甲の取締役および監査役は、本合併に関わらず、甲の定款に定める任期が満了するまで在任する。

## 第9条（協議）

本契約に定めなき事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲乙誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本契約の成立を証するため本書1通作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を乙がその写しをそれぞれ保有する。

平成17年11月10日

甲 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社エムティーアイ  
代表取締役 前多俊宏

乙 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社ミュージック・ドット・ジェイピー  
代表取締役 高橋次男